

⑪ 情報通信機器を用いた歯科診療に係る評価の新設

第1 基本的な考え方

これまでの情報通信機器を用いた歯科診療の実態も踏まえ、継続的な口腔機能管理を行う患者及び新興感染症等に罹患している患者で歯科疾患による急性症状等を有する者に対する情報通信機器を用いた歯科診療を行う場合について、新たな評価を行う。

第2 具体的な内容

初診料及び再診料等について、情報通信機器を用いて歯科診療を行った場合の評価を新設する。

(新)	<u>初診料（情報通信機器を用いた場合）</u>	<u>233点</u>
(新)	<u>再診料（情報通信機器を用いた場合）</u>	<u>51点</u>

[算定要件]

別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、特に情報通信機器を用いた歯科診療を行うことが必要と認められる者に対して、情報通信機器を用いた初診を行った場合は、院内感染防止対策に関する届出の有無にかかわらず、歯科初診料又は地域歯科診療支援病院歯科初診料について、所定点数に代えて、233点を算定する。

(新)	<u>歯科特定疾患療養管理料（情報通信機器を用いた場合）</u>	<u>148点</u>
-----	----------------------------------	-------------

[算定要件]

別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、特に情報通信機器を用いた歯科診療を行うことが必要と認められる者（過去に歯科特定疾患療養管理料を算定した患者に限る。）に対して、歯科特定疾患療養管理料を算定すべき医学管理を情報通信機器を用いて行った場合は、所定点数に代えて148点を算定する。

(新)	<u>小児口腔機能管理料（情報通信機器を用いた場合）</u>	<u>53点</u>
-----	--------------------------------	------------

[算定要件]

別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、特に情報通信機器を用いた歯科診療を行うことが必要と認められる者（過去に小児口腔機能管理料を算定した患者に限る。）に対して、小児口腔機能管理料を算定すべき医学管理を情報通信機器を用いて行った場合は、所定点数に代えて 53 点を算定する。

(新) 口腔機能管理料（情報通信機器を用いた場合） 53 点

[算定要件]

別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、特に情報通信機器を用いた歯科診療を行うことが必要と認められる者（過去に口腔機能管理料を算定した患者に限る。）に対して、口腔機能管理料を算定すべき医学管理を情報通信機器を用いて行った場合は、所定点数に代えて 53 点を算定する。

[施設基準] ※再診料、歯科特定疾患療養管理料、小児口腔機能管理料及び口腔機能管理料についても同様。

情報通信機器を用いた歯科診療を行うにつき十分な体制が整備されていること。